

## 令和4年8月3日からの大雨による被害に対する 支援の充実・強化を求める意見書

本県では、8月3日から4日にかけて記録的な大雨に見舞われ、特に県南部を連続して襲った線状降水帯は本県に甚大な被害をもたらした。

特に、本県の基盤産業である農業においては、農作物の浸水・冠水、農業用ため池の決壊、農地の流出や農地への土砂流入、揚水機場の水没などが発生した。10月3日現在、本県農林水産業の被害は県内24市町村に及び、被害額は113億6,700万円に上っている。また、商工業関係においても、建物や敷地への浸水による生産設備や機械装置等に大きな被害が生じた。

本県においては、関係市町村等と連携し、被害状況の把握や応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大や生産資材価格の高騰に加え、近年の異常気象による度重なる被害により、生産現場や事業者間では事業継続の断念や意欲減退の声が広がっており、本県産業の衰退が懸念される。

よって、国においては、被災者の一日も早い救済・経営再建のために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 農業者の経営再建と生産力の維持に向け、被災した農地・農業用施設等の復旧に対し、迅速かつ柔軟な支援策を講じること。
- 2 農業用機械等の再取得経費の助成など、早期営農再開に向け、令和2年7月豪雨の際に発動された「生活・生業支援パッケージ」と同等の支援策を講じること。
- 3 中小企業・小規模事業者の施設・設備の修繕や更新経費の助成など、事業の早期再開・継続に向け、令和2年7月豪雨の際に導入された「なりわい再建支援補助金」と同等の支援策を講じること。

また、自治体が独自の支援制度を創設した際は、そのために必要な財源措置を講じること。

- 4 再度の災害防止に向けた農業用施設の改良や生産技術の開発など、災害に強い農業・農村づくりに対する継続的かつ十分な支援策を講じること。
- 5 各種農業セーフティネットについて、加入促進に向けた取組みを更に進めるとともに、農業者のニーズや昨今の自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、収入保険については、農業者の再生産費が確保されるよう、実態に即した見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月7日

衆議院議長 細田博之 殿  
参議院議長 岸田文雄 殿  
内閣総理大臣 鈴木野村哲郎 殿  
財務大臣 野村 康 殿  
農林水産大臣 西谷 公 殿  
経済産業大臣 松 野 博 殿  
内閣府特命担当大臣(防災) 殿  
内閣官房長官 殿

山形県議会議長 坂本貴美雄